

工事成績評定評価基準（小規模考査項目別運用表 土木工事）

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする

考査項目		監督員					主任又は総括監督員					検査員等				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
施 工 体 制	I. 施工体制一般		80%以上	60%以上 80%未満	60%未満	改善指示										
	II. 配置技術者	90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 改善指示 等1項目	改善指示 等2項目										
施 工 状 況	I. 施工管理		80%以上	60%以上 80%未満	60%未満、 改善指示 等1項目	改善指示 等2項目 以上						90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 改善指示 等1項目	改善指示 等2項目
	II. 工程管理	90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 改善指示	工期内未 完了	5項目 程度以上	3項目 程度以上	1項目 程度以上	やや不備	不備					
	III. 安全対策	90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 安全管理 等不適切	重大な災 害等	6項目 程度以上	3項目 程度以上	1項目 程度以上	やや不備	不備					
	IV. 対外関係	90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 苦情等	工事進捗 に支障										
出 来 形 及 出 来 ば え	I. 出来形	90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 改善指示	破棄検査						90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 改善指示	破棄検査
	II. 品 質	バラツキ 少ない	バラツキ やや少な い	a, b以外 品質管理 項目の無 い工事	バラツキ 大きい 改善指示	品質が劣 る 破壊検査						バラツキ 少ない	バラツキ やや少な い	a, b以外	バラツキ 大きい 改善指示	品質が劣 る 破壊検査
	III. 出来ばえ											仕上げ きめ細か い 美観が極 めて良好	仕上げ きめ細か い 美観が良 い	他に該当 しない	仕上げが 悪い 美観が悪 い	
高 度 技 術	I. 高度技術力	該当項目数														
創 意 工 夫	I. 創意工夫	該当項目数														
社 会 性 等	I. 地域への貢献等						6項目 程度以上	3項目 程度以上	2項目 程度以下							
法 令 遵 守 等							該当事例の程度									

考 査 項 目 別 運 用 表 (5 0 0 万円未満土木工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ 施工体制が適切である			☐ 他の事項に該当しない	☒ 施工体制がやや不備である	☐ 施工体制が不備である
	0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 作業分担の範囲が確認でき現場とも一致している。 ☒ ☐ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☒ ☐ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 ☒ ☐ 緊急指示等に対する対応が速やかである。 ☒ ☐ 施工体制一般について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ☐ ☐ その他				☐ 施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。	
	II. 配置技術者	☐ 技術者が適切に配置されている	☐ 技術者がほぼ適切に配置されている	☐ 他の事項に該当しない	☒ 技術者の配置がやや不備である	☐ 技術者の配置が不備である	
	(現場代理人等) 0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 現場代理人として、工事全体の把握ができており、また、発注者とのコミュニケーションが適切にとられている。 ☒ ☐ 工事内容を理解したうえで、現場での臨機の対応ができています。また、良好な施工に努め、必要な工事書類が整理されている。 ☒ ☐ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 ☒ ☐ 法令上必要な技術者等（主任技術者、作業主任者、専門技術者）を必要に応じ配置している。 ☒ ☐ 作業主任者を選任し配置している。 ☒ ☐ 配置技術者について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ☐ ☐ その他				☐ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。 ☐ 指摘事項に対しての意図的な不履行。	

考 査 項 目 別 運 用 表 (500万円未満土木工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理		☐ 施工管理が適切である	☐ 他の事項に該当しない	☒ 施工管理がやや不備である	☐ 施工管理が不備である	
	0%	「評価対象項目」 ☒ 施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案され、現場においても概ね一致している。 ☒ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。 ☒ 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。 ☒ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 ☒ 施工管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ☐ その他				☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 ☐ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 ☐ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。	
	II. 工程管理	☐ 工程管理が適切である	☐ 工程管理がほぼ適切である	☐ 他の事項に該当しない	☒ 工程管理がやや不備である	☐ 工程管理が不備である	
	0%	「評価対象項目」 ☒ 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 ☒ 休日の確保を行っている。 ☒ 工程表の内容が検討され充実している。 ☒ 夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。 ☒ 工程管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ☐ その他				☐ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。	☐ 請負者の責により工期内に完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く）
	III. 安全対策	☐ 安全対策を適切に行った	☐ 安全対策をほぼ適切に行った	☐ 他の事項に該当しない	☒ 安全対策がやや不備であった	☐ 安全対策が不備であった	
	0%	「評価対象項目」 ☒ 安全パトロール、安全教育等を実施し労働災害事故防止に努めている。 ☒ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備されている。 ☒ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 ☒ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 ☒ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☒ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☒ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☒ 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 ☒ 安全対策について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ☐ その他				☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。	☐ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。
	IV. 対外関係	☐ 対外関係が適切であった	☐ 対外関係がほぼ適切であった	☐ 他の事項に該当しない	☒ 対外関係がやや不備であった	☐ 対外関係が不備であった	
	0%	「評価対象項目」 ☒ 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 ☒ 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。 ☒ 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情なかった。または苦情によるトラブルが少なかった。 ☒ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 ☒ 対外関係について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ☐ その他				☐ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 ☐ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。	☐ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形管理が適切である。	☐ 出来形管理がほぼ適切である。	☐ 他の項目に該当しない。	☒ 出来形管理がやや不備である。	☐ 出来形管理が不備である。
	0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☒ ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☒ ☐ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☒ ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☒ ☐ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ☐ ☐ その他理由：			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表 (500万円未満土木工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ 工程管理が非常に優れている	☐ 工程管理がやや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ 工程管理がやや不備である	☐ 工程管理が不備である
		☐ ●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 ☐ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ その他			☐ ●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ☐ a 5項目程度以上評価 ☐ b 3項目程度以上評価 ☒ c 1項目程度以上評価 ☐ d 工程管理がやや不備である ☐ e 工程管理が不備である	

考 査 項 目 別 運 用 表 (500万円未満土木工事)

(主任又は総括監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ 安全対策が非常に優れている	☐ 安全対策がやや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ 安全対策がやや不備である	☐ 安全対策が不備である
		☐ ●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 ☐ 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 ☐ その他				☐ ●下記の目安を参考として総合的に評価する。(必ずチェックすること) ☐ a 6項目程度以上評価 ☐ b 3項目程度以上評価 ☒ c 1項目程度以上評価 ☐ d 安全対策がやや不備である ☐ e 安全対策が不備である

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 地域への貢献が非常に優れている	☐ 地域への貢献がやや優れている	☒ 他の事項に該当しない		
		☐ ●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 道路および道路予定地、河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。 ☐ 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 ☐ 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 ☐ 滋賀県リサイクル認定製品の使用、滋賀県グリーン購入に努めた。滋賀県産木材の使用に努めた。※ ☐ その他 ※ 工事用資材を対象とする。（ただし、設計図書で指定されたものを除く。）				☐ ●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ☐ a 6項目程度以上評価 ☐ b 3項目程度以上評価 ☒ c 2項目程度以下評価

様式丙第2-2号（滋賀県版 R031001 2㊤）

考 査 項 目 別 運 用 表（500万円未満土木工事）

（主任又は総括監督員）

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表					
8. 法令遵守等						
	措 置 内 容			措置点数		総合点数
	☐ ●同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、3回以上の措置があった場合必ずチェック。（総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。）					
	●1回目の措置について（下記の該当項目を1つ選択すること。 該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。 ）					
	☐ 1. 入札参加停止3ヶ月以上	－20点		0		
	☒ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点		-15		
	☐ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点		0		
	☐ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	－10点		0		
	☐ 5. 文書注意相当	－8点		0		
	☐ 6. 口頭注意相当	－5点		0		
	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－3点		0		
	☐ 8. 該当項目なし					
	●2回目の措置あり（下記の該当項目を1つだけ選択すること、 複数選択しない。1回目を必ず選択しておくこと。 ）					
	☐ 1. 入札参加停止3ヶ月以上			0		
	☐ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満			0		
	☐ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満			0		
	☐ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満			0		
	☐ 5. 文書注意相当			0		
	☐ 6. 口頭注意相当			0		
	☐ 7. 不問			0		
				減点	-15点	
	① 本評価項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。					
	② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。					
	③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。					
	【上記で評価する場合の適応事例】					
	1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。					
	2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。					
3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。						
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。						
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。						
6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX）一括下請け、技術者の専任違反等						
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。						
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。						
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。						
10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。						
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。						
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。						
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。						
14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。						
15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。						
16. 総合評価方式工事において、技術提案が履行されなかった。						
17. 暴力団員等により不当介入があったが、当該事実の警察への通報および発注機関への報告を怠った。						
18. その他						
理由：						

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 施工管理が優れている	☐ 施工管理がやや優れている	☐ 他の事項に該当しない	☒ 施工管理がやや不備である	☐ 施工管理が不備である
	0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案されて施工を行っている。 ☒ ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 ☒ ☐ リサイクルへの取り組みが適切になされている。 ☒ ☐ 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。 ☒ ☐ 工事の関係書類及び資料整理がよい。 ☐ ☐ その他				☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。 ☐ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形管理が適切である。	☐ 出来形管理がほぼ適切である。	☐ 他の項目に該当しない。	☒ 出来形管理がやや不備である。	☐ 出来形管理が不備である。
	0%	「評価対象項目」 ☒☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☒☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☒☐ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☒☐ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☒☐ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 契約約款第17条2項に基づき 破壊検査を行った。 該当すれば…e
		☐☐ その他理由：				

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質管理が適切である。	☐ 品質管理がほぼ適切である。	☒ 他の項目に該当しない。または、品質管理項目がない工事(作業)。	☐ 品質管理がやや不備である。	☐ 品質管理が不備である。
		●必ずチェックする。 ☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。（特に優れていればa) ☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきがやや少ない。 ☒ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及びb に該当しない。または、<u>品質管理項目がない工事（作業）</u> ☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越るものがあり、ばらつきが大きい。 ☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 ※品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。（極めて良好であれば、aとする。） ☐	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 ☐	■ 他の事項に該当しない場合。 ☐	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ☐	
		●必ずチェックする。 ☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。（極めて良好であれば、aとする。） ☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 ☒ 他の事項に該当しない場合。 ☐ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。				